



「いつか、やろう…」
 ほったらかしになっている
相続手続きはありますか？

無料で**専門家に相談**できる！

相続相談会

10/3 **土**・4 **日**

10:00~17:00



開催場所 **マーサ21** **【1階さくらパーク】**
 住所：岐阜市正木中1丁目2番1号

ご来場いただいた方
全員にプレゼント!!



**相続手続き&相続対策
 小冊子**

期限のある手続き

3ヶ月以内 **相続放棄の手続き**

4ヶ月以内 **所得税の準確定申告**

10ヶ月以内 **相続税の申告・納付**

名義変更に関して、決められた期限はありませんが、万が一別の相続が発生してしまうと手続きが複雑になりますので、お早めに変更されることをお勧めします。

当日は混雑が予想されますので、**事前のご予約**をお勧めいたします！また、日程が合わずにご参加いただけない場合には事務所にお問合せください。事務所にて別日程でご相談させていただきます。

相談会事前
 予約はこちら
 24時間受付対応

0120-932-610

裏面も
 チェック!

● **相続財産の名義変更**

- ・相続する財産の名義変更の仕方がわからない！
- ・どんな書類を集めたらよいかわからない！
- ・相続する土地・建物を自分の名義にしたい！



財産の名義変更をしないで放置しておく、あとで様々なトラブルが起こります。

● **相続税**

- ・相続対策って何すればいいの？
- ・相続税の改正で相続税がかかるかもしれない！
- ・今からできる相続税対策ってあるの？



経験豊富な税理士が相続税対策や納税資金対策をご提案します。

● **相続放棄**

- ・親の遺した借金を絶対に引き継ぎたくない！
- ・3ヶ月の期限切れでも相続放棄が認められるの？
- ・相続放棄の手続のやり方がわからず不安だ！



故人の借金は引き継ぐ必要がありません。借金を相続された方はお早めにご相談下さい。

● **遺言で相続トラブルを防ぐ！**

一つでも当てはまる方は、要検討です！

- 子どもがいない
- 自分が死んだ後の妻の生活が心配だ
- 遺産のほとんどが不動産
- 子供たちの仲が怖い

遺産の分け方、遺言の書き方相談可能です。

専門家に相談できるチャンスです！ 当日の専門家紹介

税金の専門家

税理士



服部会計事務所
服部 正樹

登録番号 24980
名古屋税理士会所属
岐阜北支部

税理士・行政書士



服部会計事務所
藤田 裕也

登録番号 117810
名古屋税理士会所属
岐阜北支部

不動産の専門家

司法書士



みずほ総合法務事務所
古山 亨

登録番号 岐阜第 584 号
岐阜司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務
認定番号 第 618127 号

司法書士



みずほ総合法務事務所
谷口 雅則

登録番号 岐阜第 598 号
岐阜司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務
認定番号 第 618130 号

たくさんの **ありがとうございました** いただきました

当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談ごとが解決して、「良かったこと、すばらしかったこと、相談前と後の心境の変化、喜ばしいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます！

父から不動産の生前贈与を受けることになり、贈与税など心配だったので、最初の無料相談で贈与税額の計算をして頂き（結果として贈与税はゼロになる方法があるとのことでした）、その後の手続を司法書士さんと上手に連携して頂くことで非常にスムーズに運びました。

①当事務所のサービスや接客について感じたことをご記入ください。
初めて相続のお電話をした瞬間は、自分が自死までいらしてどうも、親身に聞いてくださる姿勢に、お体たしかなと思いました。最終的に最後まで、誠実に対応していただき感謝感謝です。勇気を出してご相談に良かったです。ありがとうございました。

「ご相談をご希望の方は、お電話での事前申し込みをお勧め致します。」 **0120-932-610** **【予約受付】24時間対応**

司法書士法人みずほ総合法務事務所



相続専門サイト
岐阜・大垣相続遺言相談室 **検索**
<http://mizuho-souzoku.com/>

マーサ 21 へのアクセス方法
■JR 岐阜駅より
9 番のりば ●岐阜大学・病院線（行き先表示 C70）
11 番のりば ●市内ループ線（右回り・左回り）
※但し、岐阜大学病院行き（岐南町線）は、別路線ですのでご注意ください。



本広告が簡裁訴訟代理等関連業務（目的となる価格が140万円を超えない請求事件について代理できます）、裁判事務、及び税務に関する法律相談です。司法書士は司法書士法の範囲内で、税理士は税理士法の範囲内で業務を行います。なお、不動産に関するご相談は宅地建物取引主任者様がご対応いたします。